

敦賀市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例に係る事務運用ガイドライン【概要版】

令和7年6月23日
敦賀市

1 連絡協議会

	連絡協議会	事務局（教育委員会事務局）
設置の準備		○委員の選任 ○開催準備 ○議事に係る資料の作成
協議会	○会長の選出 ○会長による議事の進行	○議事進行の依頼 ・資料を作成し、会長に進行を依頼する。 ○議事録の作成
公表		○公表資料の作成 ・会長の承認を得て、議事録を市のホームページに公開する。

2 調査委員会

	調査委員会 ※調査員	事務局（教育委員会事務局）
設置の判断		・事案の特性、一次的調査の結果、被害児童生徒及びその保護者の意向等を総合的に勘案し、判断する。
調査委員会設置の準備		○調査委員の選任 ・教育、法律、医療、心理、福祉等の各職能団体へ調査委員の推薦を依頼し、調査委員を選任する。 ○第1回調査委員会開催準備 ・日程調整、案内文の送付、会場準備等を行う。
調査委員会 第1回	○委員長、副委員長の選出 ・互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。 ○調査基本方針の検討	○事案の概要説明 ○諮問 ○所掌事務等の確認
説明及び意向確認	○被害児童生徒及び保護者への説明及び聴取 ・調査基本方針等の説明を行う。 ・被害児童生徒・保護者の意向を確認する。	
以降 第2回	○議事録の作成 ○調査結果の考察 ○公表についての検討	○会議の日程調整及び会場準備

調 査	○調査に係る文書（アンケート等）の作成 ○調査対象者への聴取 ○調査結果の整理 ○調査対象者との調整 ○報告書の取りまとめと保護者等への説明 等	○調査対象者等、聴取場所等の調整
委員会 最終調査	○答申（調査報告書、その他資料）の提出 ○公表に関する意見書の提出 ○事務局の要請により、調査結果を説明する機会への参加	
報告・公表		○調査結果の報告・説明 ・市長、教育委員会、議会、被害児童生徒及びその保護者、調査委員会により調査結果の説明が必要と判断された関係児童生徒及びその保護者、報道関係者へ調査結果の報告・説明をする。 ○公表資料の作成 ・調査委員会からの公表に関する意見書を受け、公表の有無及び内容等について検討し、公表資料を作成する。 ○調査結果の公表 ・公表ガイドラインに基づき、調査報告書（一部非開示）又は公表版報告書を、市のホームページに公開する。

3 再調査委員会

	再調査委員会 ※調査員	事務局（福祉保健部）
設置の判断 再調査委員会		・市長は、当該重大事案への対処又は当該重大事案と同種の事態の発生の防止のために、再調査を行う必要があるかどうか、総合的に判断を行う。 ・市長は、必要に応じて教育委員会及び福祉保健部を招集し、意見を聞くことができる。
再調査委員会設置の準備		○事前説明 ・議会、教育委員会、関係学校長、被害児童生徒及びその保護者、調査委員会により調査結果の説明が必要と判断された関係児童生徒及びその保護者、報道関係者へ、再調査を行うこととなった理由、目的、調査方法、見通し等を説明する。 ○再調査委員の選任 ・教育、法律、医療、心理、福祉等の各

		職能団体へ再調査委員の推薦を依頼し、再調査委員を選任する。 ○第1回再調査委員会開催準備 ・日程調整、案内文の送付、会場準備等を行う。
再調査委員会 第1回	○委員長、副委員長の選出 ・互選により、委員長1名、副委員長1名を選出する。 ○調査基本方針の検討	○事案の概要説明 ○諮問 ○所掌事務等の確認
説明及び 意向確認	○被害児童生徒及び保護者への説明及び聴取 ・調査基本方針等の説明を行う。 ・被害児童生徒・保護者の意向を確認する。	
以降 第2回	○議事録の作成 ○調査結果の考察 ○公表についての検討	○会議の日程調整及び会場準備
調査	○調査に係る文書（アンケート等）の作成 ○調査対象者への聴取 ○調査結果の整理 ○調査対象者との調整 ○報告書の取りまとめと保護者等への説明 等	○調査対象者等、聴取場所等の調整
最終 再調査委員会	○答申（調査報告書、その他資料）の提出 ○公表に関する意見書の提出 ○事務局の要請により、調査結果を説明する機会への参加	
報告・公表		○調査結果の報告・説明 ・市長、教育委員会、議会、被害児童生徒及びその保護者、再調査委員会により調査結果の説明が必要と判断された関係児童生徒及びその保護者、報道関係者へ調査結果の報告・説明をする。 ○公表資料の作成 ・再調査委員会からの公表に関する意見書を受け、公表の有無及び内容等について検討し、公表資料を作成する。 ○調査結果の公表 ・公表ガイドラインに基づき、調査報告書（一部非開示）又は公表版報告書を、市のホームページに公開する。